

ガバナンスを支える各種委員会や社内組織・規定

CSR 推進委員会・CSR 推進室

生産環境本部や総務部などで個別に実施していた環境・社会貢献活動を取りまとめて推進するため、2007年にCSR推進室を設置しました。また、CSR推進を行う組織として、CSR推進室の下に社内各部署からCSR推進委員会を任命し、担当部署のCSRに関する情報収集、企画および実施を担当しています。

コンプライアンス推進委員会・コンプライアンス推進室

コンプライアンスの徹底と倫理性を確保するため、2002年6月に「久光企業憲章」を制定し、その推進にあたりコンプライアンス担当役員を推進委員長・推進室長とするコンプライアンス推進委員会およびコンプライアンス推進室を設置しました。国内外の株主、従業員、お客さま、地域住民というステークホルダーに対する責任と従業員の行動を示す「久光企業憲章」の重要性の認識と意識継続のため、役員・従業員にハンドブックとして配布するとともに、高い倫理・道徳観、反社会的勢力に対する毅然とした対応方針に基づく行動の徹底に努めてきました。具体的には、2008年8月に法改正への対応や従業員の理解向上を目的とした「久光企業憲章」の改定を行うとともに、各部門にて「久

光企業憲章」の読み合わせを実施し、さらに管理者研修にコンプライアンス研修を組み込むことで、全管理者への教育研修も行いました。

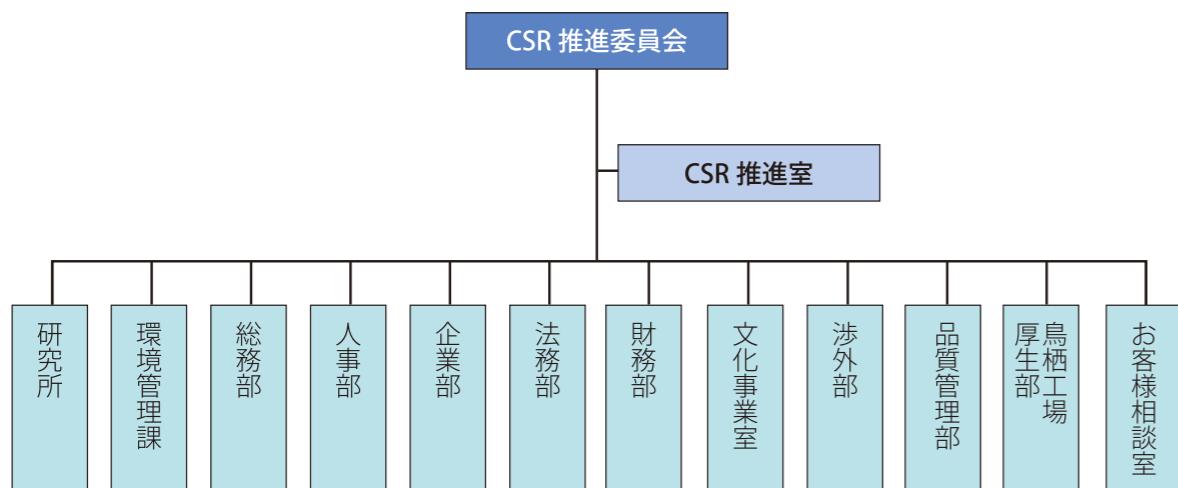
また、2002年の「久光企業憲章」の制定と同時に内部通報制度「久光ほっとライン」を開設し、社内ネットワークなどによる通報や相談を通じて社内のリスク情報を直接把握できるようにし、コンプライアンス違反の発見と抑止につなげています。

今後も継続して当社およびグループ各社における企業倫理、環境、個人情報保護など社会的責任にかかるコンプライアンスのさらなる充実・維持強化を図っていきます。



久光企業憲章

CSR 推進委員会体制図



危機管理委員会

経営リスクの未然防止および危機発生時対応のため、危機管理委員会を常設し、対応マニュアルの整備とともに、必要に応じて委員会メンバーのトレーニングを行っています。

個人情報保護委員会

個人情報保護法の施行に対処すべく、個人情報取扱規定の社内施行とともに設置しています。個人情報を保護することを目的とした組織体制の整備と安全な運用・管理を講じるため、必要に応じて委員会を開催しています。

ディスクロージャー・ポリシーチーム

法令および上場ルールに則り、適時適切な会社情報の開示を行うために2001年4月に設置し、全役員・全従業員はディスクロージャー・ポリシー規定に基づき適時開示に努めています。

当社は、経営の透明性を高めるため、積極的な情報開示に努めるとともに、活発なIR(株主・投資家への広報)活動を通じて、株主および投資家の皆さまとの円滑なコミュニケーションを図っています。

営業秘密管理規定・情報セキュリティ管理規定

情報システムの発展と社内利用の進展に伴い、営業秘密の定義を明確にし、IT機器や通信ネットワークを介したリスクに対応するため、営業秘密管理規定と情報セキュリティ管理規定を制定しています。管理者研修や新入社員研修で、情報システム操作を必須の教育として実施するとともに、社内電子掲示板に掲載して閲覧可能な状態にしています。また、情報システム部では、情報漏えいリスクや障害を回避するためのルールや仕組みを整備しています。

買収防衛に関する基本方針の策定

2008年3月の取締役会において、当社株式の大規模買付行為などに対する対応策としての基本方針を決議し、5月に開催された株主総会で、2011年2月事業年度に関する株主総会までの延長が承認されました。

この基本方針は、医薬品製造業としての長期的な企業価値や株主共同の利益などを鑑み、適切な判断を担う独立委員会設置などにより経営権の乱用を防ぐようなものになっています。

当社ブランドを守り続けるために



法務部
部長 堤 信夫

当社が160年以上もの間、社会に必要とされる企業としてあり続けられているのは「お客様第一主義」の精神のもとで常に社会から求められる商品やサービスを提供し続けたことによって得られた社会からの信用があるからだと思います。この信用にはあらゆる当社の無体財産が含まれており、その象徴が当社のブランドです。当社はこれからもこのブランドを守り、社会に必要とされる一企業としてあり続けなければなりません。そのためには、知的財産としての営業秘密の保護や個人情報の保護などを

強化徹底するだけではなく、役員と従業員とが一丸となって、あらゆる法令や社内規定を常に遵守し正しく行動することが必要であると考えています。

コーポレートガバナンスにおいても同様で、内部統制システムを整備するだけではなく、役員と従業員の一人ひとりがコンプライアンス精神の意味と意義とを理解したうえでそれらを実行し、さらにその意識を向上させることが大切であると思います。これからも、役員と従業員の一人ひとりがコンプライアンス精神をもって業務に取り組んでいくよう、社内教育は勿論のこと、CSR推進委員会、コンプライアンス推進委員会、危機管理委員会そして個人情報保護委員会などの委員会を中心に社内コンプライアンス体制を構築し、それらを実践していきます。